

令和元年三重県議会定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
提出資料

◎ 所管事項

- 1 三重県監査委員監査基準（中間案）について【監査委員事務局】…………… 1頁
- 2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」最終案について【出納局】…23頁

令和元年 12月12日

監査委員事務局

出納局

1 三重県監査委員監査基準（中間案）について

1 経緯

これまで、監査委員が行う監査等に関する具体的な基準についての規定が地方自治法等になく、各団体で独自の監査基準や裁量に基づいて監査等を行ってきた。

本県においては、現在は、合規性や正確性のほかに3E監査*の観点を取り入れた現行の三重県監査委員監査基準（平成21年度施行）に基づいて、監査等を実施している。

※ 経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）に留意した監査のこと。

平成29年6月、地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、地方自治法が改正された（令和2年4月1日施行）。改正法の施行により、監査委員は監査基準を定めて公表し、当該監査基準に従って監査等をしなければならないこととなった。

地方自治法（抄）

第198条の3 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

第198条の4 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

② 前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

③ 監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

⑤ 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

総務省は、監査基準の策定に当たっての指針として、平成 31 年 3 月 29 日に監査基準（案）を示した。同基準（案）では、内部統制に依拠した監査等の実施など、監査等の実施やその結果の報告に関する基準が示されている。

平成 31 年 3 月 29 日付け総務省自治行政局長通知（抄）

《知事・議長・代表監査委員等宛て》

監査基準について総務大臣が示す指針の策定について（通知）

（略）また、監査基準の策定については、改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 198 条の 4 第 5 項の規定により、総務大臣は指針を示すとともに、必要な助言を行うものとされました。総務省としては、監査委員が定める監査基準について総務大臣が示す指針等に関し具体的な検討を行うため、有識者並びに地方公共団体の監査委員及び職員で構成される「地方公共団体の内部統制・監査に関する研究会」をこれまで開催してきたところです。

今般、当研究会における議論を踏まえ、地方公共団体に共通する、監査等を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を規定した「監査基準（案）」（別添 1）を策定しました。（略）

貴職におかれては、これらを踏まえて早期に監査基準の策定の準備を進められるよう、また、既に自主的に監査の実施に関する基準を定めている地方公共団体においては、当該基準が地方自治法第 198 条の 3 第 1 項に規定する監査基準と同様の性質・内容であれば、当該基準を同項に規定する監査基準として位置付けることも可能であるところ、「監査基準（案）」及び「実施要領」を踏まえ、必要な検討を行っていただくよう、格別の配慮をされるとともに（以下略）

2 本県における監査基準の策定（全部改正）に当たっての基本的な考え方

- (1) 今回の地方自治法改正においては、監査の質を高め、住民の監査に対する信頼向上を図るため、監査基準に関する規定が置かれたこと、基準策定に当たっての統一的な指針として総務省が監査基準（案）を示したこと、総務省は当該監査基準（案）を「監査等を行うに当たって必要な基本原則」と考えていることなどを踏まえ、総務省の監査基準（案）を基に現行の監査基準を全部改正することとする。

- (2) また、現行の監査基準で定めている事項のうち、3E監査の観点では総務省の監査基準（案）に取り入れられていることから、その他の本県で既に定着している事項について、総務省の監査基準（案）に追加・修正することとする。なお、現行の監査基準で定めている監査等の具体的な実施方法等については、監査基準に基づいて毎会計年度策定する監査等執行計画の中で定めることとする。

3 総務省の監査基準（案）に追加・修正する主な事項

現行の監査基準（別添）で定めている事項のうち、総務省の監査基準（案）に追加・修正する主な事項は、次のとおりである。

- ① 監査の結果に係る講じた措置の報告の求め《現行基準第 25 条》
- ② 監査委員の守秘義務《現行基準第 4 条》
- ③ 財務監査に係る「定期監査」等《現行基準第 10 条》

これらの追加・修正により、別紙の右欄のとおり、三重県監査委員監査基準（中間案）を作成した。

4 三重県監査委員監査基準（中間案）のポイント

- ・ 監査等は、本県の事務の執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。《第 1 条》
- ・ 監査委員は、対象のリスクの内容や程度を検討して監査等を行う《第 8 条》
- ・ 監査委員は、内部統制に依拠した監査等を適切に行う《第 9 条》
- ・ 各種の監査等は、相互に有機的に連携するよう調整する《第 12 条》

5 今後のスケジュール

- 11 月 全員協議会で中間案を説明
- 1～2 月 委員会議で決定
- 2～3 月 県議会へ報告

総務省の監査基準（案）を基にした三重県監査委員監査基準（中間案）

※両案で規定内容が異なる部分に下線を付した

総務省の監査基準（案）	三重県監査委員監査基準（中間案）
<p>第1章 一般基準</p> <p>第1条（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）</p> <p>第2条（監査等の範囲及び目的）</p> <p>第3条（倫理規範）</p> <p>第4条（独立性、公正不偏の態度及び<u>正当な注意</u>）</p> <p>第5条（専門性）</p> <p>第6条（質の管理）</p> <p>第2章 実施基準</p> <p>第7条（<u>監査計画</u>）</p> <p>第8条（リスクの識別と対応）</p> <p>第9条（内部統制に依拠した監査等）</p> <p>第10条（監査等の実施手続）</p> <p>第11条（監査等の証拠入手）</p> <p>第12条（各種の監査等の有機的な連携及び調整）</p> <p>第13条（監査専門委員、外部監査人等との連携）</p> <p>第3章 報告基準</p> <p>第14条（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）</p> <p>第15条（監査等の結果に関する報告等への記載事項）</p> <p>第16条（合議）</p> <p>第17条（公表）</p> <p>第18条（措置状況の公表等）</p>	<p>第1章 一般基準</p> <p>第1条（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）</p> <p>第2条（監査等の範囲及び目的）</p> <p>第3条（倫理規範）</p> <p>第4条（独立性、公正不偏の態度、<u>正当な注意及び守秘義務</u>）</p> <p>第5条（専門性）</p> <p>第6条（質の管理）</p> <p>第2章 実施基準</p> <p>第7条（<u>監査等執行計画</u>）</p> <p>第8条（リスクの識別と対応）</p> <p>第9条（内部統制に依拠した監査等）</p> <p>第10条（監査等の実施手続）</p> <p>第11条（監査等の証拠入手）</p> <p>第12条（各種の監査等の有機的な連携及び調整）</p> <p>第13条（監査専門委員、外部監査人等との連携）</p> <p>第3章 報告基準</p> <p>第14条（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）</p> <p>第15条（監査等の結果に関する報告等への記載事項）</p> <p>第16条（合議）</p> <p>第17条（公表）</p> <p>第18条（措置状況の公表等）</p>
附 則	附 則

<p style="text-align: center;">総務省の監査基準（案）</p>	<p style="text-align: center;">三重県監査委員監査基準（中間案）</p>
<p>(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)</p> <p>第1条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。</p>	<p>(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)</p> <p>第1条 _____ 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県 _____ の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。</p>
<p>(監査等の範囲及び目的)</p> <p>第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。</p> <p>一 財務監査 _____ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>二 行政監査 _____ 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>三 財政援助団体等監査 _____ 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること</p>	<p>(監査等の範囲及び目的)</p> <p>第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。</p> <p>一 財務監査（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査をいう。</u>） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。</p> <p>二 行政監査（<u>地方自治法第199条第2項の規定による監査をいう。</u>） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。</p> <p>三 財政的援助団体等監査（<u>地方自治法第199条第7項の規定による監査をいう。</u>） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。</p>

総務省の監査基準 (案)	三重県監査委員監査基準 (中間案)
<p>四 決算審査</p> <p>決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p>	<p>四 決算審査 (地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定による審査をいう。) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。</p>
<p>五 例月出納検査</p> <p>会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること</p>	<p>五 例月出納検査 (地方自治法第235条の2第1項の規定による検査をいう。) 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。</p>
<p>六 基金運用審査</p> <p>基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること</p>	<p>六 基金運用審査 (地方自治法第241条第5項の規定による審査をいう。) 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。</p>
<p>七 健全化判断比率等審査</p> <p>健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p>	<p>七 健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。) 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。</p>
<p>八 内部統制評価報告書審査</p> <p>長が作成した内部統制評価報告書について、長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること</p>	<p>八 内部統制評価報告書審査 (地方自治法第150条第5項の規定による審査をいう。) 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。</p>
<p>2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。</p>	<p>2 前項第1号に規定する財務監査は、毎会計年度1回以上、定期監査(地方自治法第199条第4項の規定による監査をいう。)として実施するとともに、必要があると認めるときは、随時監査(同法第199条第5項の規定による監査をいう。)として実施するものとする。</p> <p>3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。</p>

総務省の監査基準（案）	三重県監査委員監査基準（中間案）
<p>（倫理規範）</p> <p>第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。</p>	<p>（倫理規範）</p> <p>第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。</p>
<p>（独立性、公正不偏の態度及び<u>正当な注意</u>）</p> <p>第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。</p> <p>2 監査委員は、<u>正当な注意</u>を払ってその職務を遂行するものとする。</p>	<p>（独立性、公正不偏の態度、<u>正当な注意及び守秘義務</u>）</p> <p>第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、<u>正当な注意</u>を払ってその職務を遂行するものとする。</p> <p>3 <u>監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p>
<p>（専門性）</p> <p>第5条 監査委員は、<u>地方公共団体</u>の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、<u>地方公共団体</u>の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。</p>	<p>（専門性）</p> <p>第5条 監査委員は、<u>県</u>の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、<u>県</u>の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。</p>
<p>（質の管理）</p> <p>第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。</p> <p>2 監査委員は、<u>監査計画</u>、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他</p>	<p>（質の管理）</p> <p>第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。</p> <p>2 監査委員は、<u>監査等執行計画</u>、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他</p>

総務省の監査基準（案）	三重県監査委員監査基準（中間案）
<p>の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。</p>	<p>の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。</p>
<p>（監査計画）</p> <p>第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、<u>監査計画</u>を策定するものとする。<u>監査計画</u>には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。</p> <p>2 監査委員は、<u>監査計画</u>の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、<u>監査計画</u>を修正するものとする。</p>	<p>（監査等執行計画）</p> <p>第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、<u>監査等執行計画</u>を策定するものとする。<u>監査等執行計画</u>には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。</p> <p>2 監査委員は、<u>監査等執行計画</u>の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、<u>監査等執行計画</u>を修正するものとする。</p>
<p>（リスクの識別と対応）</p> <p>第8条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。</p>	<p>（リスクの識別と対応）</p> <p>第8条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。</p>
<p>（内部統制に依拠した監査等）</p> <p>第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。</p>	<p>（内部統制に依拠した監査等）</p> <p>第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。</p>
<p>（監査等の実施手続）</p> <p>第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、<u>監査計画</u>に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。</p>	<p>（監査等の実施手続）</p> <p>第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、<u>監査等執行計画</u>に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。</p>

総務省の監査基準（案）	三重県監査委員監査基準（中間案）
<p>（監査等の証拠入手）</p> <p>第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。</p>	<p>（監査等の証拠入手）</p> <p>第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。</p>
<p>（各種の監査等の有機的な連携及び調整）</p> <p>第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。</p>	<p>（各種の監査等の有機的な連携及び調整）</p> <p>第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。</p>
<p>（監査専門委員、外部監査人等との連携）</p> <p>第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。</p> <p>2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。</p>	<p>（監査専門委員、外部監査人等との連携）</p> <p>第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。</p> <p>2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。</p>
<p>（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）</p> <p>第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、<u>長</u> 及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。</p> <p>2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。</p> <p>3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び<u>長</u> に提出するものとする。</p>	<p>（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）</p> <p>第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、<u>知事</u>及び関係のある委員会又は委員に提出しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。</p> <p>3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>

総務省の監査基準（案）	三重県監査委員監査基準（中間案）
<p>4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を<u>長</u>に提出するものとする。</p>	<p>4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を<u>知事</u>に提出するものとする。</p>
<p>(監査等の結果に関する報告等への記載事項)</p> <p>第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本基準に準拠している旨 二 監査等の種類 三 監査等の対象 四 監査等の着眼点（評価項目） 五 監査等の実施内容 六 監査等の結果 <p>2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること 二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること 三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった<u>財政援助団体等</u>の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われてい 	<p>(監査等の結果に関する報告等への記載事項)</p> <p>第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本基準に準拠している旨 二 監査等の種類 三 監査等の対象 四 監査等の着眼点（評価項目） 五 監査等の実施内容 六 監査等の結果 <p>2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。 二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。 三 財政的援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった<u>財政的援助団体等</u>の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われてい

総務省の監査基準（案）	三重県監査委員監査基準（中間案）
<p>ること</p> <p>四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること</p> <p>六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること</p> <p>七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>八 内部統制評価報告書審査 <u>長</u>が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、<u>長</u>による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること</p> <p>3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。</p>	<p>ること。</p> <p>四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。</p> <p>五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。</p> <p>六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。</p> <p>七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。</p> <p>八 内部統制評価報告書審査 <u>知事</u>が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、<u>知事</u>による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。</p> <p>3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。</p>

<p>総務省の監査基準（案）</p>	<p>三重県監査委員監査基準（中間案）</p>
<p>5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、<u>長</u>による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。</p>	<p>5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、<u>知事</u>による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。</p>
<p>(合議)</p> <p>第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び<u>財政援助団体等監査</u>に係るものに限る。以下同じ。）の決定 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定 四 決算審査に係る意見の決定 五 基金運用審査に係る意見の決定 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定 七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定 <p>2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、<u>長</u>及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。</p>	<p>(合議)</p> <p>第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び<u>財政的援助団体等監査</u>に係るものに限る。以下同じ。）の決定 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定 四 決算審査に係る意見の決定 五 基金運用審査に係る意見の決定 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定 七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定 <p>2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、<u>知事</u>及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表しなければならない。</p>
<p>(公表)</p> <p>第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査の結果に関する報告の内容 	<p>(公表)</p> <p>第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査の結果に関する報告の内容

総務省の監査基準（案）	三重県監査委員監査基準（中間案）
二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容	二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
（措置状況の公表等） 第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。	（措置状況の公表等） 第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。
附 則 本基準は、平成32年4月1日から施行する。	附 則 本基準は、令和2年4月1日から施行する。

《参考》 現行の三重県監査委員監査基準

三重県監査委員監査基準を次のように定める。

平成21年2月27日

三重県監査委員 鈴木周作
三重県監査委員 永田正巳
三重県監査委員 前田剛志
三重県監査委員 田中正孝

三重県監査委員監査基準

三重県監査委員監査基準の全部を改正する。

第1章 総則

第1節 一般基準

(目的)

第1条 この基準は、監査委員の職責を明らかにするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施並びに報告の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(監査委員の使命)

第2条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、県の財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理又は県の事務の執行について、監査等を実施し、その結果に関する報告を決定の上、当該報告を議会及び知事並びに関係執行機関（以下「知事等」という。）に提出し、公表等により民主的かつ効率的な行政の執行を確保し、もって県民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

(基本方針)

第3条 監査委員は、前条の使命を果たすため、財務執行の適法性、正確性についての検証及び指導、事務事業等の経済性、効率性、有効性を重視した監査等を実施することとし、その結果を公表し、県民の信頼に応える県の行財政運営を確保するものとする。

(監査委員の責務)

第4条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。

2 監査委員は職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務に従事する職員（以下「事務局職員」という。）を指導監督しなければならない。

（事務局職員の心得）

第5条 事務局職員は、職務の執行に当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 常に研修に心がけ、法令の研究、予算及び決算の内容並びに議会における審議の経緯等県政の現状に留意し、監査等の参考となる資料の収集に努めること。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために使用しないこと。その職を退いた後も同様であること。
- (3) 監査委員が行う監査等に先立つ調査（以下「予備監査等」という。）の実施に当たっては、次条に規定する実施の基本方針に従い、監査対象について、あらかじめ十分研究すること。
- (4) 予備監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。
- (5) 予備監査等の進捗状況は、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度、指示を受けること。
- (6) 予備監査等を終了したときは、速やかに復命書を作成し、監査委員に復命することとし、当該復命内容は、事実の記載及び行政上の問題に主眼をおいた内容とし、次回監査の参考に資するよう作成すること。
- (7) 疑義が生じた場合には、努力を惜しむことなく、克明にこれを解明すること。
- (8) 誤謬及び不正は、些細な点から発見されることがあるので、あらゆる面に注意を怠らないようにすること。
- (9) 代表監査委員の命を受けて外部監査人の行う監査の事務に協力する場合、外部監査人の監査が適正かつ円滑に行われるよう努めること。

第2節 実施基準

（実施の基本方針）

第6条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算、議決、法令等に基づいて適正に行われているか、経済性に配慮して効率的に行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。

（計画的な監査等の実施）

第7条 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査等執行計画及び個別実施計画を策定し、これに基づき実施箇所、所要日程等を定めるものとする。

（監査等の調整）

第8条 監査等の計画の策定及び実施に当たっては、個々の監査等に有機的な関連を持たせ、総合的な成果が上がるように調整運用しなければならない。

(監査等の実施手続の適用基準)

第9条 次条第1号から第5号まで、第11条及び第12条に掲げる監査等の実施は、監査等の種類、対象及び目的並びに管理点検体制の状況を勘案して、試査又は精査によるものとする。試査による場合は、その範囲を合理的に決定するものとする。

- 2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を判断する。
- 3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする。

第2章 監査等の実施

第1節 監査等の種類及び実施方針

(監査)

第10条 監査の種類及び実施方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期監査（地自法第199条第4項の規定による監査をいう。） 県の財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理について、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施する。
- (2) 行政監査（地自法第199条第2項の規定による監査をいう。） 県が実施する事務や事業のうち、重点的に検証する必要がある事務や事業について、その事務や事業が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼として実施する。
- (3) 財政的援助団体等監査（地自法第199条第7項の規定による監査をいう。） 県が補助金交付等の財政援助を行っている団体等の事業執行を対象として次の区分により実施する。併せて所管部局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。

イ 補助金等交付団体

県が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかという観点を主眼として実施する。

ロ 出資団体

県が出資や出捐を行っている団体について、当該団体の事業が出資や出捐の目的に沿って適切に行われているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、経営的な観点からも実施する。

ハ 公の施設管理団体

公の施設の管理団体（指定管理者）に対して、公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から実施する。

- (4) 随時監査（地自法第199条第5項の規定による監査をいう。） 定期監査に準じて実施する。
- (5) 指定金融機関等監査（地自法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査をいう。） 公金の収納又は支払事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のと

おり行われているかどうかという観点を主眼として実施する。

- (6) 住民の直接請求に基づく監査（地自法第75条の規定による監査をいう。） 請求に係る事務の執行について請求の要旨に応じて実施する。
- (7) 議会の請求に基づく監査（地自法第98条第2項の規定による監査をいう。） 請求に係る事務について行政監査に準じて実施する。
- (8) 知事の要求に基づく監査（地自法第199条第6項の規定による監査をいう。） 要求に係る事務の執行について実施する。
- (9) 住民監査請求に基づく監査（地自法第242条の規定による監査をいう。） 請求に係る財務会計行為の違法性又は不当性の有無について実施する。
- (10) 職員の賠償責任に関する監査（地自法第243条の2第3項又は公企法第34条の規定による監査をいう。） 要求に係る事実の有無等について実施する。

（例月出納検査）

第11条 例月出納検査（地自法第235条の2第1項の規定による検査をいう。）は、会計管理者及び企業管理者が保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の残高、出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを確認する。

（審査）

第12条 審査の種類及び実施方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 決算審査（地自法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による審査をいう。） 決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかという観点を主眼として実施する。
- (2) 基金の運用状況審査（地自法第241条第5項の規定による審査をいう。） 基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、基金の設置目的に沿って適性かつ効率的に行われているかという観点を主眼として実施する。
- (3) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条及び第22条の規定による審査をいう。） 健全化法に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを審査する。

（報告の徴収）

第13条 監査委員は、地自法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の4第3項又は公企法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めるものとする。

第2節 監査等の事前手続

（監査等執行計画の策定）

第14条 年間監査等執行計画は、次の各号に掲げる事項について委員会議を経て定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び実施箇所
 - (2) 監査等の箇所別実施予定時期
 - (3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項
- 2 監査等の実施に当たっては、前項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について個別実施計画を定めるものとする。
- (1) 監査等の種別
 - (2) 対象期間
 - (3) 実施期日
 - (4) 監査担当委員及び事務局職員
 - (5) 実施場所
 - (6) 監査等の提出調書及び提出期限
 - (7) その他必要と認める事項

(事前通知)

第15条 監査等を実施するに当たっては、関係部局長等に対し、前条第2項に規定する事項を実施のおおむね1箇月前までに通知するものとする。ただし、緊急に実施する場合は、この限りでない。

(資料要求等)

第16条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求めるものとする。この場合において、特に必要があると認めるときは、その都度様式を定めることができる。

2 監査委員は、地自法第199条第10項の規定に基づく意見の提出に当たり、特に必要があると認めるときは、随時に資料の提出又は説明を求めるものとする。

(事前研究)

第17条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ関係法令等の調査研究を行い、基礎知識を涵養するものとする。

2 監査委員は、前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握するものとする。

3 監査委員は、前回までの監査等の結果における問題点を把握するものとする。

(予備監査等の実施方法)

第18条 予備監査等の実施に当たっては、第9条に規定する適用基準を参酌して、別に定める監査着眼点を必要に応じ選択して行うものとする。

2 事務局職員は、監査等の効率的な執行を図るため、提出書類に基づいた計数の整合や事務の執行状況等について調査を行うものとする。

3 事務局職員は、予備監査等の結果について、概要を説明するとともに、改善事項の指導を行うものとする。

- 4 予備監査等の結果については、部局等毎に取りまとめ、必要の都度検討会を開催して内容を検討するとともに、委員に報告するものとする。

第3節 監査等の実施手続

(監査等の実施手続の選択適用)

第19条 監査等(予備監査等を含む。)は、書類、帳簿、証拠書類等に基づき、次条各号に規定する監査等の実施手続を可能な限り選択適用して実施する。

(監査手続)

第20条 監査手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 閲覧 監査等対象部局等の記録や文書を確認すること。証憑突合、帳簿突合等関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確認する照合を含む。
- (2) 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証すること。
- (3) 観察 現場において事務処理の手続を確認すること。物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際、その実施状況を視察して正否を確認する立会を含む。
- (4) 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認すること。
- (5) 質問 事実の存否又は問題点について、監査対象部局等の職員に質問して、回答又は説明を求めること。
- (6) 分析 事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確認すること。
- (7) 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確認すること。
- (8) 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにすること。
- (9) 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断すること。

第3章 結果報告

(報告の提出及び公表)

第21条 監査又は検査を終了し、結果に関する報告(住民監査請求に基づく監査における勧告を含む。以下同じ。)を決定したときは、地自法又は公企法の規定に基づく提出、通知、公表等を行うほか、必要と認めるときは、地自法等の規定にかかわらず議会及び知事等に当該報告を通知するものとする。個別外部監査について外部監査人から監査の結果報告があったときも同様とする。

- 2 前項の監査の結果に関する報告が、財政的援助団体等監査の場合は、当該団体を所管する部局を通じて当該団体に係る監査の結果を通知するものとする。
- 3 第1項の公表は、三重県監査委員条例(昭和39年三重県条例第44号)第4条の規定に基

づき、三重県公報に登載して行うほか、ホームページ等に掲載して広く周知を図るものとする。

4 監査等の結果に関する報告書には、おおむね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載するものとする。

- (1) 報告書等の提出日付
- (2) 監査等を実施した監査委員名
- (3) 監査等の種類
- (4) 監査等の概要で次に掲げるもの
 - イ 監査等の実施期間
 - ロ 監査等の対象とした部局分野名又は事務所等名若しくは事業所名（財政的援助団体等にあつては団体名）
 - ハ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては出資金額など）
 - ニ その他必要とするもの
- (5) 監査等の結果で次に掲げるもの
 - イ 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見
 - ロ 是正及び改善等を要する事項

（監査の結果に関する意見の提出）

第22条 監査委員は、監査の結果（外部監査人の監査の結果を含む。）に基づき必要があると認めるときは、法の規定に基づいて意見を提出することができるほか、監査の結果に関する報告に意見を付することができるものとする。

2 監査委員は、職員の賠償責任に関する監査の結果において、知事又は企業管理者から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。

（決算等審査意見の提出及び公表）

第23条 監査委員は、第12条に規定する審査を終了したときは、審査意見を知事に提出しなければならない。

2 前項の意見はホームページ等に掲載して、広く公表するものとする。

（報告等の決定）

第24条 報告等の決定のうち、次の各号に掲げるものは、監査委員の合議によらなければならない。

- (1) 第10条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに定める監査結果
- (2) 第12条に定める審査意見
- (3) 外部監査人の監査結果に関する意見
- (4) 住民監査請求に係る個別外部監査についての請求の相当な理由の有無及び勧告

（監査等の結果報告後の処置）

第25条 監査委員は、監査等の結果又は外部監査結果について、知事等から講じた措置の報告を適宜求めるものとする。

- 2 前項の監査結果が財政的援助団体等監査のときには、必要に応じ、当該団体の措置状況の調査結果について併せて報告を求めるものとする。
- 3 監査の結果について講じた措置の通知があった場合は、地自法の規定に基づき、その内容を公表及び通知するものとする。
- 4 公表の方法については、第21条第3項の規定を準用する。

(雑則)

第26条 この基準の制定及び改廃は、監査委員の合議によるものとする。

附 則

この基準は、平成21年2月27日から施行する。

行政運営4 適正な会計事務の確保

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

会計事務の担当職員一人ひとりが、高いコンプライアンス意識を持って、法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。また、県歳入金の収納方法が多様化し、県民の皆さんの利便性が向上しています。

現状と課題

- 適正な会計事務の確保のため、きめ細かな相談、事前・事後の検査とフォローアップ、会計事務の基礎から専門的な業務に係る各種研修を実施し、担当職員のさらなる能力向上や会計事務におけるコンプライアンスの徹底を図る必要があります。
- 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度を確保するため、国の会計制度、社会情勢の変化などをふまえ、必要な会計規則等の見直しを行うとともに、適正な財務会計制度の運用を行う必要があります。
- 厳しい財政状況が見込まれる中、資金を適正に管理するとともに、極めて低い金利水準が続く状況においても、運用益確保のため、より効率的な運用について検討していく必要があります。
- 会計事務職員が担当する業務を適正かつ円滑に実施するため、電算システム（財務会計システム、電子調達システム（物件等））を安定的に稼働させる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

会計事務に対する県民の皆さんの信頼を高めるため、担当職員の能力と会計事務のコンプライアンス意識の向上に取り組みます。

県民の皆さんの利便性を向上させるため、県歳入金の収納方法について、キャッシュレス決済の導入など収納方法の多様化を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 会計事務の支援

会計事務の担当職員が適正に事務を行えるよう、業務に関する相談などの日常的なサポートを行います。会計事務に対するさまざまな知識の習得およびコンプライアンスの徹底を図るため、各種研修や事前・事後の検査を実施し、担当職員の能力向上を支援します。

また、公平・公正で透明性の高い入札・契約制度を確保するため、国の会計制度、社会情勢の変化などをふまえ、会計規則等の見直しを行うとともに、適正な財務会計制度の運用を行います。

■ 基本事業2 公金の適正な管理・執行

公金の適正な管理を行うとともに、支払資金の安定的な確保や資金の安全で効率的な運用を行います。また、電算システムの安定稼働に取り組むことにより、会計事務を担当する職員を支援するとともに、公金を適正に執行します。

さらに、県民の皆さんの利便性を向上させるため、県歳入金の収納方法について、キャッシュレス決済の導入など収納方法の多様化に向けた検討を進めます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
出納局が実施する事後検査による指導件数および県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	0.74	0.66	出納局が実施する事後検査による指導数を実施箇所を除いた数値と、定期監査結果の財務事務の執行に関する意見を監査実施箇所数で除いた数値の平均値

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
出納局が行う会計支援の有益度	92.6%	95.0%	出納局が各所属の会計事務職員に対して行う研修等の会計支援事務について、アンケート調査により有益と回答した職員の割合
出納局が所管する電算システムの利用満足度	80.0%	90.0%	出納局が所管する電算システム(財務会計システム、電子調達システム(物件等))について、アンケート調査により満足と回答した職員の割合

行政運営の取組の数値目標（出納局関係分）

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
行政運営4	主指標	新規	出納局が実施する事後検査による指導件数および県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数（実施1か所あたり）	適正な会計事務を確保するために、出納局では、会計事務にかかる相談、検査及び各種研修を実施し、各所属の支援を行っています。 出納局が実施する事後検査の指導件数および定期監査による意見数は、出納局の取組状況の結果をあらわす指標として適切であることから選定しました。	適正な会計事務を実現するために、さらに毎年度事務手続きの精度を上げていくことにより意見数を減らすことを目標とし、現状値の0.74を段階的に引き下げていくこととしました。	0.74	0.66
行政運営4	副指標	継続	出納局が行う会計支援の有益度	出納局が行う研修等を通じて、不適切な事務処理の未然防止と会計事務職員の育成度をはかる必要があることから選定しました。	不適切な会計事務の防止を図るためには、有益な会計支援の実現が不可欠であるとの考え方から、前回に引き続き95%を目標としました。	92.6%	95.0%
行政運営4	副指標	新規	出納局が所管する電算システムの利用満足度	適正な会計事務を支える電算システムの安定稼働をはじめ、職員が円滑に操作ができる信頼性の高いシステムを提供するため、機能改善の実施や、操作研修、チェックリストの策定等を行っています。これらの取組結果をあらわす指標として選定しました。	職員が効率的に業務を処理するためには、電算システムに対する職員の利用満足度の向上が不可欠であることから、現状値の満足度80%を段階的に令和5年度に90%に引き上げていくこととしました。	80.0%	90.0%